

## 総務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率(案)について

## 1 審議対象案件の内容

- ・対象者：平和祈念事業特別基金：理事 1 名
- ・業績勘案率（案）：1.0

## 2 業績勘案率（案）の決定方法

- ・業績勘案率の決定方法は、「独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ」(平成 16 年 3 月 11 日総務省独立行政法人評価委員会決定、以下「総務省評価委決定」という。)に基づくものであり、同総務省評価委決定は、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人分科会決定。以下、「当分科会決定」という。)の方針に沿ったもの(別紙 2 及び下表)。
- ・具体的には「総務省評価委決定」の「1.」に基づいて算出した「基準業績勘案率」を、「2.」に基づき対象者の法人業績への貢献度その他当該数値に現れていない事項を総合的に考慮して決定する方式。
- ・上記退職役員に係る業績勘案率(案)についても、この方式により検討・審議し、業績勘案率を「1.0」として決定しているところ(別紙 1)。

## 3 当委員会の意見案

当該業績勘案率（案）は、当分科会決定に沿った方法により決定されており、妥当なものと認められることから「意見なし」といたしたい。

(補足説明) 上記 2 の総務省独立行政法人評価委員会決定における決定方法の主な内容は、次のとおり。

独立行政法人評価分科会の方針(抄)	総務省独立行政法人評価委員会決定における決定方法
2.① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	役員退職金の「業績勘案率」は、 <u>当該役員が在職期間中の独立行政法人の業績についての評価(当該役員が在職期間中の当委員会の評価の平均値)を基準とする。</u> (「申し合わせ」1.)
2.⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、 ・考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎないこと。 ・過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。 ・個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。 ・役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。	<u>「基準業績勘案率」に、当該役員の法人業績への貢献度その他当該数値に現れていない事項を総合的に考慮して、0.0~2.0の間で当該役員の業績勘案率を決定する。</u> (「申し合わせ」2.)

別紙 1

総務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案) (※2)
				基準業績勘案率  (※1)	調整	
		(参考) 在任期間	当該役員の法人業績への 貢献度その他当該数値に 表れていない事項を総合 的に考慮			
平和祈念事業特別基金	理事	H16. 1. 1～H19. 9. 30	H15. 10. 1～	1. 3	あり	1. 0

(※1) 独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ（平成 17 年 8 月 26 日総務省独立行政評価委員会決定）の「1.」に基づき算出。

(※2) 申し合わせ「2.」に基づき総合的に勘案して検討・審議したところ「1. 0」とすることが適当と判断されたもの。

平成16年3月11日決定

平成17年8月26日改定

総務省独立行政法人評価委員会

独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」

の決定についての申し合わせ

独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」は、以下の考え方にに基づき決定することとする。

1. 役員退職金の「業績勘案率」は、当該役員が在職期間中の独立行政法人の業績についての評価（以下の式により算出される当該役員が在職期間中の当委員会の評価の平均値。以下「基準業績勘案率」という。）を基準とする。

$$\begin{aligned} \text{「基準業績勘案率」} &= \Sigma [ \{ \underline{1.75} \times (\text{n年度のAA評価の項目数}) + \\ &\quad \text{※1} \quad \underline{1.25} \times (\text{n年度のA評価の項目数}) + \\ &\quad \underline{1.00} \times (\text{n年度のB評価の項目数}) + \\ &\quad \underline{0.75} \times (\text{n年度のC評価の項目数}) + \\ &\quad \underline{0.25} \times (\text{n年度のD評価の項目数}) \} / (\text{n年度の評価項} \\ &\quad \text{目数}) ] \quad \text{※2} \\ &\quad \text{(評価の年度数)} \end{aligned}$$

※1 「基準業績勘案率」は小数点以下第2位まで求める(小数点以下第3位を四捨五入)ものとする。

※2 [ ]内の数値は小数点以下第3位まで求める(小数点以下第4位を四捨五入)ものとする。

なお、n=平成13年度は、「AA」を「A」と、「A」を「B」と、「B」を「C」と、「C」を「D」と、「D」を「E」と読み替えるものとする。

2. 各分科会は、上記1により算出される「基準業績勘案率」に、当該役員の法人業績への貢献度その他当該数値に現れていない事項を総合的に考慮して、0.0

～2.0 の間で当該役員の業績勘案率(小数点以下第 1 位まで)を決定する。

注) 業績勘案率が 1.0 を超える場合は、政策評価・独立行政法人評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、厳格に検討を行うこととしている。

3. なお、在職期間が 1 年に満たない場合は、業績勘案率は 1.0 を基準とする。

(案)

政 委 第            号  
平成 20 年 11 月 26 日

総務省独立行政法人評価委員会

委員 長    堀 部 政 男 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長    大 橋   洋 治

「総務省所管の独立行政法人の役員の退職に係る  
業績勘案率（案）について」について（意見）

「総務省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について」（平成 20 年 10 月 2 日付け）をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率（案）については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）に沿っているものであり、特に意見はありません。